

令和3年度 白川町男女共同参画推進委員会 次第

日時 令和4年1月20日(木) 15:00~16:30

場所 白川町役場 分館3階大会議室

1. 委嘱書の交付 ※誠に勝手ながら、机上に配布させていただきました。

2. 開会 企画課長あいさつ

3. 自己紹介

資料1

4. 委員長、副委員長の選出

委員長 _____

副委員長 _____

(協議事項) 進行：委員長

5. 白川町男女共同参画計画(案)に関する意見について

資料2

(別冊) 計画書案

(報告事項)

6. 男女共同参画社会の形成・女性活躍推進法の推進状況について

資料3

7. 男女共同参画ブックフェアの開催について

資料4

8. 閉会

(裏面)

<資料 1 >

白川町男女共同参画推進委員 名簿

R4. 1. 20現在

No.	団 体 名	氏 名	備 考
1	教育委員会委員	安江 和弘	
2	教育委員会委員	鈴木 由美子	
3	人権擁護委員	尾関 幸憲	
4	人権擁護委員	熊崎 ゆり子	
5	民生委員児童委員	瀬瀬 慶子	
6	自治協議会長	藤井 保明	
7	消防団	山中 剛彦	
8	女性防災クラブ運営協議会	藤井 美佐子	
9	事業者（商工会）	大脇 ちさと	
10	社会教育委員	瀬瀬 守章	
	事務局	長尾 弘巳	
	事務局	鈴木 幸祐	
	事務局	鈴木 元秀	

白川町男女共同参画計画（案）の策定について ※概要

1. 策定の趣旨

これまでの制度や法令等に対応しつつ、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら、その個性や能力を十分に発揮することのできる社会の実現をめざして策定する。

2. 計画期間

令和4年度 ～ 令和10年度（7年間）

※社会情勢や住民ニーズの変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 計画の位置づけ

- ・男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項
- ・白川町男女共同参画計画策定（平成26年3月）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項
- ・上記を踏まえ、岐阜県男女共同参画計画や白川町第6次総合計画及びその他各種計画との整合を図り、あらためて白川町男女共同参画計画を策定する。

4. 基本理念

「女（ひと）と男（ひと）が輝き共生の心をもって暮らせるあったかいまち」

5. 基本的視点

- (1) 人権の尊重
- (2) ジェンダーに敏感な視点の定着
- (3) エンパワーメントの促進
- (4) パートナーシップの確立
- (5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

6. 策定スケジュール

1月20日	白川町男女共同参画推進委員会 意見聴取
1月21日～	委員会の意見を受けて計画案の見直し
2月22日	白川町議会議員協議会 パブリックコメント実施の報告
2月24日～3月9日	白川町男女共同参画計画（案） パブリックコメント実施
3月10日～	パブリックコメントを受けて計画案の見直し
3月31日	白川町男女共同参画計画 策定
4月中旬	白川町議会議員協議会 白川町男女共同参画計画策定報告

男女共同参画社会の形成・女性活躍推進法の推進状況について

<資料3>

1. 男女共同参画社会の形成に関する推進状況

(1) 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	総委員数		女性比率	国目標 2025年度末	県平均	
	内女性委員を含む数	内女性委員数				
6	5	82	12	14.6%	40%~60%	27.8%

(2) 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況

委員会等数	総委員数		女性比率	国目標	県平均	
	内女性委員を含む数	内女性委員数				
5	3	27	5	18.5%	-	15.7%

※参考 農業委員会	
	内女性委員数
14	2

(3) 町防災会議

総委員数	内女性委員数	女性比率	国目標	県平均
27	1	3.7%	-	8.3%

(4) 管理職の在職状況

管理職総数	内女性管理職数	女性比率	国目標 2025年度末	県平均	係長相当職		女性比率	国目標 2025年度末	県平均
					係長相当職	内女性管理職数			
15	2	13.3%	22%	15.5%	28	10	35.7%	40%	35.3%

2. 女性活躍推進法に関する推進状況

(1) 採用の女性割合

採用者数	年度	男性		女性		計	女性割合
		一般職員	保育士	一般職員	一般職員		
	令和2年度	一般職員	2人	1人	3人	33.3%	
		保育士	2人	1人	3人	33.3%	
	令和元年度	一般職員	4人		4人	0.0%	
		一般職員	4人		4人	0.0%	
平成30年度	一般職員	4人	2人	6人	33.3%		
	一般職員	4人	2人	6人	33.3%		

(2) 継続勤務年数（令和2年度末）

	男性	女性	計
平均勤務年数(年)	18.9年	17.0年	18.2年

(3) 職員一人当たり各月ごとの超過勤務時間（令和2年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総時間(時間)	256.5	598.0	625.5	1910.0	408.0	362.0
一人当たり時間(時間)	2.2	5.0	5.3	16.1	3.4	3.0

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	350.5	480.0	347.0	381.5	353.5	611.5	6684.0
	2.9	4.0	2.9	3.2	3.0	5.1	56.1
	1月当たり						4.7

(4) 管理職地位にある職員に占める女性割合（令和2年度）

	男性	女性	計	女性割合	町目標
管理職数(人)	13	2	15	13.3%	15%以上

※令和7年度末 特定事業主行動計画

(5) 各役職段階に占める女性職員の割合（令和2年度）

	男性	女性	計	女性割合
一般事務職(人)	75	24	99	24.2%
専門職(保育士)		15	15	100.0%
専門職(保健師)		5	5	100.0%
職員数(人)	75	44	119	37.0%

(6) 男女別の育休取得率・平均取得期間（令和2年度）

	男性	女性
育児休業対象者数	1人	4人
内育休取得者数	0人	4人
育児休業取得率	0%	100%
平均取得期間	2.45年	

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数（令和2年度）

配偶者出産休暇	1件
育児参加休暇取得率	0
育児参加平均取得日数	0日

町目標 1件

※令和7年度末 特定事業主行動計画

(参考資料)

関係法令

- ・男女共同参画社会基本法

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html



- ・国第5次男女共同参画基本計画

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html



- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000095826.pdf>



- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/no_violence/dvhou.html



成果目標一覧

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/mokuhyo.pdf



推進状況等公表

- ・男女共同参画社会形成推進状況【岐阜県】

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishiniokyo/2021/pdf/skc/21.pdf>



- ・女性の活躍みえる化サイト【白川町】

https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/search_torikumi/search/?word=%E7%99%BD%E5%B7%9D%E7%94%BA#add



- ・町女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

<https://www.town.shirakawa.lg.jp/wp-content/uploads/2019/07/joseiho-jouhoukoukai30.pdf>



男女共同参画ブックフェア

1月12日(水)～1月30日(日)



誰もが個性と能力を発揮でき、生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を実現するためには、法や制度の整備だけでなく、一人ひとりが男女共同参画について意識を持つことが大切です。



みなさんもこの機会にぜひ！

みのかも定住自立圏第3次共生ビジョン

男女共同参画推進事業担当

美濃加茂市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村

(楽集館の様子)



(アンケート協力をお願い)

みのかも定住自立圏

男女共同参画推進事業アンケート

Q. 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって役割を決めてしまう考え方について、どう思いますか？

Q. 今の社会は、性別によって役割を決めつけない社会となっていると思いますか。



←QRコードで回答いただけます。

白川町男女共同参画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 白川町における男女共同参画推進にあたり、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、白川町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見及び提言を行う。

- (1) 白川町男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会についての施策に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人程度で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員（人権擁護委員法（昭和24年法律第39号）第6条）
 - (2) 教育委員会委員（教育委員会法（昭和23年法律第170号）第7条）
 - (3) 民生委員児童委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条）
 - (4) 社会教育委員（社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条）
 - (5) 自治協議会長
 - (6) 消防団役員・女性防災クラブ運営協議会役員
 - (7) 商工会に加入する町内事業者
 - (8) その他町長が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第7号に規定する者への委嘱は、当該団体が推薦した者の中から行う。このとき、男女のいずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満にならないよう委嘱しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。